

秋田県の研究評価制度について

I 秋田県政策評価委員会研究評価専門委員会の位置づけ・役割

○秋田県政策等の評価に関する条例（平成14年条例第11号）

（委員会の設置及び所掌事務）

第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関する調査審議させるため、秋田県政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（専門委員会）

第十四条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

二 研究評価専門委員会 試験研究開発を実施することを目的とする事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。

○秋田県政策等の評価に関する基本方針

第11 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

2 専門委員会の所掌事項

イ 条例第14条第1項第2号に規定する研究評価専門委員会の所掌事項は、知事が実施計画において研究評価の対象に定める事業の評価に関することとする。

○令和元年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画

第九 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項について

3 研究評価専門委員会への諮問事項

第六に規定する研究課題評価の結果及び研究課題評価制度

II 令和元年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画 (第六)

県立試験研究機関（以下「研究機関」という。）

- | | |
|-------------|-------------|
| ・総合食品研究センター | ・畜産試験場 |
| ・健康環境センター | ・水産振興センター |
| ・農業試験場 | ・林業研究研修センター |
| ・果樹試験場 | ・産業技術センター |

1 研究課題評価の実施に関する考え方

- (1) 研究機関が実施する研究課題についての評価を厳正に行うことにより、予算等資源の効率的な配分等を図る。
- (2) 研究課題の選択、内容、成果等について適切な評価を行うことにより、研究者の研究意欲を高めるとともに、創造性の十分な発揮を図り、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の実現を図る。
- (3) 評価結果を積極的に公開し、研究開発に県費を投入していくことに関し、県民に対する説明責任を果たすとともに、県民の理解と支持を得る。

2 研究課題評価の対象

研究機関が県費を投じて行う研究課題

3 研究課題評価の種類

- (1)研究課題目的的設定
- (2)研究課題中間評価
- (3)研究課題事後評価